環境大気常時監視マニュアル第１作業部会改訂の論点

第２章　大気汚染自動測定機の取扱要領

1.　「環境大気常時監視マニュアル改訂の方向性」に基づき改訂した部分

測定局の記述と測定機の記述を「第２章　測定局」「第３章　大気汚染自動測定機」に分離

【第２章　測定局】

(1) 「大気汚染防止法第２２条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」に基づき、「１．１測定局設置の目的」、「１．２測定局の配置」、「２．１試料大気採取口の位置」を修正

(2) 「１．６　測定局の設備」に内装・外装に使う資材の留意事項、落雷対策を記載

(3) 「大気汚染測定における安全対策の確立について」（参考資料）を測定局の「安全対策」として記載。また、「１．４　測定局の規模」「１．６　測定局の設備」に追加。

【第３章　大気汚染自動測定機】

(4) 「３．共通事項」：

・改定案の第３章「３．１共通事項」とし、「２．３(３)フィルター交換頻度」「２．３(４)測定機の試料大気採集流量の確認」を移行、「測定機の構造」と「試料大気の経路」の項を加える。また、「試料大気の経路」と「流量計」に、「２．２試料大気の採取方法」「(２)フィルター」から「(６)自動流量制御部」までを移行。

・改訂案「３．２校正」は、「標準ガス」と「校正用ガス調製装置」及び現行「３．３目盛校正」の内容を移行して記載

(5) 「５．２化学発光法二酸化窒素自動測定機」（１）測定原理」に光学フィルターの必要性を記載

(6) 最新の JIS との整合：

・湿式測定機について、JIS を引用しうる部分は、JIS に適合させる（測定系統図、吸収液用の水、測定機の基本仕様等）。

・乾式測定機については、マニュアル第４版の基本仕様と JIS とを比較し、JIS の方が厳しい仕様となっている場合は JIS に揃える。

・また、JIS に記載されている測定機の構造について追加し、語句・単位・記載方法を揃える。

・標準ガスの有効期限、ろ紙捕集率等を JIS に揃える。

2.　作業部会で特に加筆修正した部分

・湿式測定機に関する記述を簡略化し、記載順序を乾式測定機に関する部分を先に記述

・故障対策表はメーカーの違いによる方法の違いまでの対応が難しいため削除

・個々の測定機に保守点検は「取扱説明書を参照」と記述し、保守点検要領の表は「例」とする。

・記述が重複している部分の統合（校正、記録計、流量計等）

・降水自動測定機・酸性雨自動捕集装置は、大気汚染防止法の常時監視対象外のため削除

(1) 「１．５　測定局の構造」で新建材の使用の可能性を記載

(2) 「３．３ 校正用ガス調製装置」：

・校正用ガス調製装置の精度管理の注意点と流量比混合法の詳細について記載

・ゼロガスの簡易点検法と校正用ガス調製装置の簡易校正法を記載

(3) 「５．２化学発光法二酸化窒素自動測定機」

・オゾン分解触媒の劣化による問題点を記載

(4) 「７．１ 吸光光度法オキシダント自動測定機」：

・「ガス漏れの確認」方法について簡易化（差圧の数値確認を削除）

(5) 改定案「３．６．４オゾンガスによる動的校正方法」：

・「その他のオゾン濃度の値付け」として JIS で規定されている紫外線吸光光度法及び気相滴定法を記載

(6) 「９炭化水素自動測定機」

・全炭化水素自動測定機の仕様が記載されていたものを、非メタン炭化水素自動測定機の仕様に変更

・メタン・プロパン混合ガスを使用する時の具体的な確認方法の記載

(7) 「１２．１気象観測業務と気象測器の検定制度」：検定制度が改訂されたため、項を立てて記載